

香川労働局発表
令和5年7月7日

香川労働局労働基準部 監督課
課長 小林 弦太
専門監督官 三津 直史
監督係長 藤本 剛志
(直通電話) 087 (811) 8918
(夜間電話) 087 (811) 8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者 各位

2024年4月の改正労働基準法適用に先立ち、特設ページを開設

～働き過ぎをなくすため、広く県民に対し、消費者などの立場での協力を呼びかけ～

平成30年(2018年)に公布された働き方改革関連法により、働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにするため、労働時間の上限規制が導入されました。建設事業、自動車運転者、医師についてはその適用が猶予されていましたが、その経過措置が終了し、来年4月1日から適用されます。

これらの業種では、ほかの業種と比べて残業が多く、その背景として、短い工期や、繰り返しの再配達が生じている取引慣行など、事業主自身の努力だけでは解決することが困難な課題があります。

香川労働局(局長 ^{くりお やすかず}栗尾 保和)では、今般、広く県民に対し、これらの業種での長時間労働を防止するための協力を呼びかけるため、特設ページを開設し、啓発資料を作成・掲載しました。

本ページや資料では、①再配達を減らすなどの具体的なアクションを個々人が行っただけでなく、②これらアクションに賛同いただける県民等が SNS 等を通じて他の方に発信していくことを呼びかけています。

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_112501_00013.html

